

# 教育史学会公開シンポジウム 「教育勅語の何が問題か」

2017年6月10日(土)13:00~17:00

お茶の水女子大学共通講義棟2号館201室

## 教育勅語の徳目の構造と解釈論

高橋陽一(武蔵野美術大学)



# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

高橋陽一(武蔵野美術大学)

- 1 教育勅語解釈の焦点
- 2 教育勅語解釈の歴史
- 3 教育勅語本文の構造
- 4 まとめ

レジュメ 16～24頁



# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

## 1 教育勅語解釈の焦点

レジュメ 高橋分の16頁～



### 1 教育勅語解釈の焦点

2017年6月 2017年度の教育勅語への注目、学校法人教育実践への関与を促す目的を達成する  
教育勅語の徳目の構造と解釈論の発表を行った。2月8日の『朝日新聞』の記事から始まった。各紙が展開し、  
第141回会の冒頭で教育勅語の徳目の構造と解釈論の発表を行った。その結果、その後の  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に

『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に

『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に

『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に

『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に  
『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表は、その後の『朝日新聞』の徳目の構造と解釈論の発表に

# 1 教育勅語解釈の焦点

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

平成二十九年三月二十一日提出 質問第一四四号  
教育勅語の根本理念に関する質問主意書

提出者 初鹿明博

三 衆参の決議を徹底するために、教育勅語本文を学校教育で使用することを禁止すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

\*\*\*\*

〔2017年3月31日〕衆議院議員初鹿明博君提出教育勅語の根本理念に関する質問に対する答弁書

三について お尋ねの「禁止」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、学校において、教育に関する勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法（平成十八年法律第百二十号）等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないと考えている。

3月31日答弁書。教育勅語を教材として使用することを認めたとして、報道が行われる。

平成二十九年三月三十一日受領  
答弁第一四四号

内閣衆質一九三第一四四号

平成二十九年三月三十一日

衆議院議長 大島理森殿

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議員初鹿明博君提出教育勅語の根本理念に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

# 1 教育勅語解釈の焦点

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

平成二十九年四月六日提出 質問第二〇六号

「教育ニ関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問主意書

提出者 宮崎岳志

一 「教育ニ関スル勅語」を実際の教育の中で用いる際、憲法や教育基本法などに反するか否かを判断する基準は何か。

二 「教育ニ関スル勅語」を幼稚園において毎日、唱和するのは問題ないか。

\*\*\*\*

[2017年4月14日]衆議院議員宮崎岳志君提出「教育ニ関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「基準」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、教育に関する勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法(平成十八年法律第百二十号)等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものであるが、教育に関する勅語を、これが教育における唯一の根本として位置付けられていた戦前の教育において用いられていたような形で、教育に用いることは不適切であると考えている。

4月14日答弁書。その後も、質問と答弁書、国会質疑が相次ぐ。



# 1 教育勅語解釈の焦点

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

平成二十九年四月十日提出 質問第二一九号

教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

(略)

\*\*\*\*

[2017年4月18日]衆議院議員長妻昭君提出教育勅語を道徳科の授業で扱うことに関する質問に対する答弁書

その上で、お尋ねの「道徳科の授業の中で、教育勅語を一つの是認されるべき価値として教えること」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としては、特別の教科である道徳等の教科等の授業を含む教育の場において、憲法や教育基本法(平成十八年法律第二百十号)等に反する形で教育に関する勅語を用いることは許されないと考えているところであるが、教育に関する勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達等の個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものである。また、教育において、憲法や教育基本法等に反する形で教育に関する勅語が用いられた場合は、まずは、学校の設置者や所轄庁において適切に対応すべきである。

4月18日答弁書。



## 今回の報告の(現代的な)焦点

- 1) 教育勅語そのものが国民主権等に合致するのか
- 2) 教育勅語を暗唱させることが今日の教育のあり方として適当か

多様な価値観を認めるアクティブ・ラーニングの動向と「特別の教科である道徳」

(中央教育審議会答申)道徳に係る教育課程の改善等について(中教審第176号)平成26年10月21日:

なお、道徳教育をめぐるのは、児童生徒に特定の価値観を押し付けようとするものではないかなどの批判が一部にある。しかしながら、道徳教育の本来の使命に鑑みれば、特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない。むしろ、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質であると考えられる。

# 1 教育勅語解釈の焦点

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

塚本幼稚園は生まれ変わります。

現在の動向（6月9日閲覧）

今年度が始まり、二ヶ月が経ちました。

この間、教育内容やカリキュラムを今一度精査し、具体的な見直し作業を再度実施いたしました。この検証作業の結果、「教育勅語の奉唱」「軍歌・戦時歌謡の類の斉唱」「伊勢神宮参拝旅行」「自衛隊行事への参加」などは、学校法人としては改めるべき内容であるとの結論に再度至りました。

六月からは、この見直し作業に立脚し、新たな施策を少しずつ着実に実地に移していく所存です。

今後の当学園の様子については適宜このHPにて情報を公開していくこととお約束申し上げます。

新たに生まれ変わる塚本幼稚園を今後共よろしくお願い申し上げます。

平成二十九年 六月 吉日

学校法人 森友学園 理事長 塚本幼稚園幼児教育学園 園長  
籠池 町浪

発端となった学校法人  
は、見直しを表明。



# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

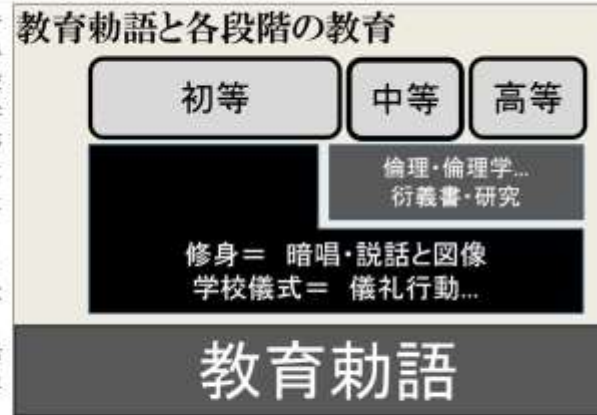
## 2 教育勅語解釈の歴史

レジュメ 17頁～

### 2 教育勅語解釈の歴史

すでに小股会員による第1報告によって、教育勅語が初等教育（尋常小学校、高等小学校、国民学校等）、中等学校（中学校、高等女学校、実業学校等）、高等教育（高等学校、専門学校、大学等）などにおいて不敬事件等の原因になった状況が描き出された。教育勅語が、教員や学生生徒児童等にどのように影響を与えるかを考えると、次の図表のように描き出せる。

学校儀式における教育勅語の活用や、内容を踏まえない暗唱等は初等教育から実践可能であるが、教育勅語を解釈して学習するのは、中等教育以上と考えてよいだろう。こうした中等教育以上の段階を通じて学校教員や社会の指導的地位にある者が養成されるのであるから、教育勅語の解釈について考えることは、学校教育さらに社会教育全体を通じた教育勅語を巡る常識の形成に重要である。



# 教育勅語と各段階の教育

初等

中等

高等

倫理・倫理学...  
衍義書・研究

修身 = 暗唱・説話と図像  
学校儀式 = 儀礼行動...

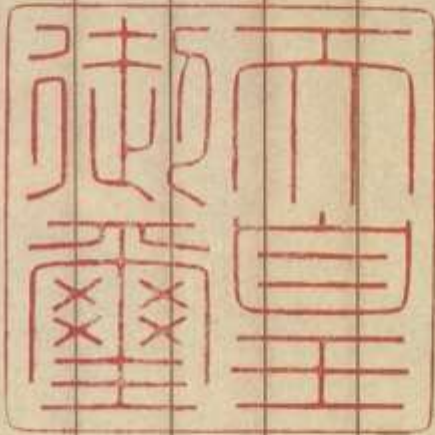
# 教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト  
宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣  
民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ

發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣ノ世務  
ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦  
緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮  
ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕

ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其  
徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ  
明治二十三年十月三十日

睦  
仁



# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

道徳科  
教育  
講義

現代語訳と句読点は報告者による。レジュメ8頁。

聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告では、  
「こゝで「切れない」とした。

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗、  
国ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳  
ヲ樹ツルコト深厚ナリ。  
（天皇である私が思うのは、  
私の祖先である神々や歴代  
天皇が、この国を始めたの  
は宏遠なことであり、道徳  
を樹立したのは深厚なこと  
である。）

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト  
宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

我カ臣  
民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ  
世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ  
精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

我カ臣民、克ク忠ニ克ク孝ニ、  
億兆心ヲ一ニシテ、世世厥ノ美  
ヲ濟セルハ、此レ我カ國體ノ精  
華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此  
ニ存ス。

（我が臣民は、よく忠にはげみ、  
よく孝にはげみ、皆が心を一つ  
にして、代々その美風をつくり  
あげてきたことは、これは我が  
國體の華々しいところであり、  
教育の根源もまた實にここにあ  
るのだ。）

官報では「世々」と踊り字。  
国定教科書や謄本も同じ。

聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告  
では、ここで段落分けをした従来  
の国定修身教科書の解釈を否定。

# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和  
シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ  
及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓  
發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務  
ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦  
緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮  
ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和  
シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ  
及ホシ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發  
シ徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ、  
常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ  
義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス  
ヘシ。

（汝ら臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉  
妹は仲良く、夫婦は仲むつまじく、友人は互  
いに信じあい、恭しく己を保ち、博愛をみん  
なに施し、學問を修め実業を習い、そうして  
知能を發達させ道徳性を完成させ、更に進ん  
では公共の利益を広めて世の中の事業を興し、  
常に国の憲法を尊重して国の法律に従い、非  
常事態のときには大義に勇氣をふるって国家  
につくし、そうして天と地とともに無限に続  
く皇室の運命を翼賛すべきである。）

# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

徳目を列記した文章。切り方、数え方をめぐる解釈は様々だが、皇運扶翼で結ぶ。

## 第1段後半

父母ニ孝ニ  
兄弟ニ友ニ  
夫婦相和シ  
朋友相信シ  
恭儉己レヲ持シ  
博愛衆ニ及ホシ

	学ヲ修メ	業ヲ習ヒ
以テ……	智能ヲ啓発シ	徳器ヲ成就シ
進テ……	公益ヲ広メ	世務ヲ開キ
常ニ……	国憲ヲ重シ	国法ニ遵ヒ
一旦緩急アレハ……	義勇公ニ奉シ	

以テ  
天壤無窮ノ  
皇運ヲ  
扶翼スヘシ

## 教育勅語の徳目の構造と解釈論

是ノ如キハ、独リ朕カ忠良ノ臣  
民タルノミナラス、又以テ爾祖  
先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン。  
（こうしたことは、ただ天皇で  
ある私の忠実で順良な臣民であ  
るだけではなく、またそうして  
汝らの祖先の遺した美風を顕彰  
することにもなるであらう。）

以上が第一段落。

是ノ如キハ獨リ朕  
カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾  
祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン



# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

斯ノ道ハ、実ニ我カ皇祖皇宗ノ  
遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵  
守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ  
謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラ  
ス。  
（ここに示した道徳は、実に私  
の祖先である神々や歴代天皇の  
遺した教訓であり、皇孫も臣民  
もともに守り従うべきところで  
あり、これを現在と過去を通し  
て誤謬はなく、これを国の内外  
に適用しても間違いはない。）

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシ  
テ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古  
今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖

ラス

第二段冒頭の「斯ノ道」をめぐって聖訓ノ述  
義ニ関スル協議会報告で解釈を変更。

# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ、  
咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。  
（天皇である私は、汝ら臣民と  
ともにしつかりと体得して、み  
んなでその道徳を一つにするこ  
とを期待するものである。）

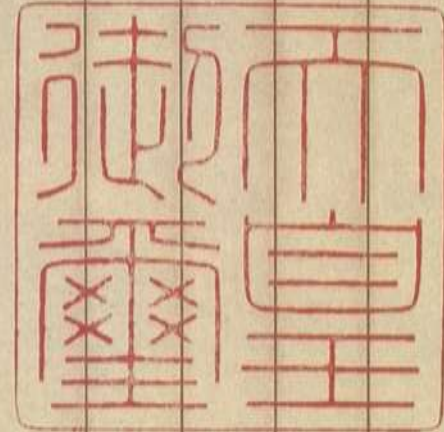
朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其  
徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

官報では「拳々」と踊り字。  
国定教科書や謄本も同じ。

# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

明治二十三年十月三十日

睦仁



明治23年10月30日  
睦仁〔御名〕天皇御璽〔御璽〕

官報では「御名御璽」。  
国定教科書や謄本も同じ。

## 2 教育勅語解釈の歴史

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

教育勅語解釈は、数多くの教育史学会会員が多様なテーマで取り組んできた。そのなかで、一つの通説と言えるものが形成され、多くの辞典類でも常識化してきた。

主要な日本史・教育史事典の項目

項目名はひらがな見出しを除く。

	出版社	書名	刊行 年	項目 名	執筆者	分野	頁、○ は段数	本文の特徴的な定義等
百 科 事 典	小学館	『日本大百科全書』第2版第6巻	1994	教育勅語	尾崎ムゲン	教育史	799 ②	「国民道徳の絶対的基準」 「極端に神聖化」
	平凡社	『世界大百科事典』改訂新版第7巻	2007	教育勅語	山住正己	教育史	248-249 ④	「皇運扶翼のために実践すべき皇祖皇宗の遺訓」「教育勅語体制」
	小学館	『万有百科大事典 日本歴史』第5巻	1973	教育勅語	土屋忠雄	教育史	318 ①	「教育理念を絶対的に規定した」「天皇に一身を捧げる」

主要な日本史・教育史事典の項目

項目名はひらがな見出しを除く。

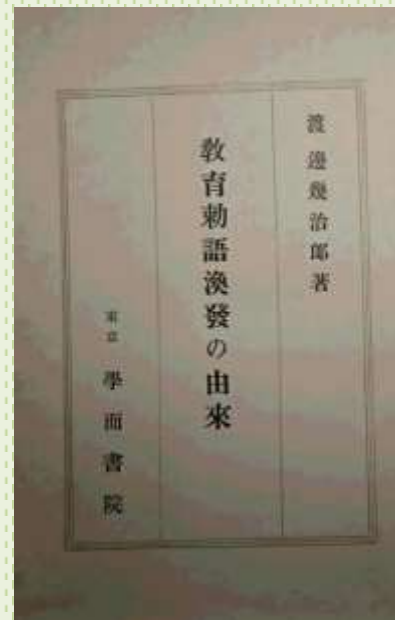
	出版社	書名	刊行 年	項目 名	執筆者	分野	頁、○ は段数	本文の特徴的な定義等
教	出汐書店	『出汐教育小辞』	1992	教育 み			60-70	「(臣民)の絶対服従すべき
育	平凡社	『日本近代教育 史事典』	1971	教育 に 関 する 勅 語 ( 教 育 勅 語)	佐藤秀夫	教育史	9-10 ④	「絶対性」「国体史観」「極 端に神格化」
史	東京書籍	『現代教育史事 典』	2001	教育 に 関 スル 勅 語	高橋陽一	教育史	422 ②	「天皇のもとへ統合する宗 教的・政治的内容」
事								
典								

## 2 教育勅語解釈の歴史

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

昭和戦前期から、アカデミックな教育勅語研究は行われてきた。

ただし教育勅語「渙発」40周年(1930)、50周年(1940)のなかで。



## 2 教育勅語解釈の歴史

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

君子の著作と多様な衍義書

法令 → 有権解釈・学理解釈…

著作 → 解説書・注釈書

教育勅語では「衍義書」



## 2 教育勅語解釈の歴史

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

公式の解釈書(公式的な性格の強い解釈書)

井上哲次郎『勅語衍義』1891(明治24)年

修身教科書:とくに高等小学校

『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告』1940(昭和15)年





## 2 教育勅語解釈の歴史

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

### 国民道徳 1909(明治42)年ごろ～ 研究的性格

第二十三課 皇祖皇宗の御遺訓(二)

勅語に「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と宣ヘリ。斯ノ道とは「父母ニ孝ニ以下義勇公ニ奉シ」までを指し給へるなり。古今ニ通シテ謬ラスとは過去及び現在に通じて謬なしとの義にして、中外ニ施シテ悖ラスとは國の内外を問はずいづくに之を行ひても差支なしとの義なり。

国外では、  
皇運扶翼  
は「斯ノ道」  
から除外

国内では、  
全ての徳目  
は天壤無窮  
の皇運扶翼

第二十一課 皇運扶翼

勅語に「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と宣へるは「父母ニ孝ニ」より「義勇公ニ奉シ」に至るまでの道を能く行ひて天地と共に窮なき皇位の御盛運を助け奉るべしとの御趣意なり。

# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

第1段前半

忠 孝

第1段後半

父母ニ孝ニ  
兄弟ニ友ニ  
夫婦相和シ  
朋友相信シ  
恭儉己レヲ持シ  
博愛衆ニ及ホシ  
学ヲ修メ 業ヲ習ヒ  
以テ……智能ヲ啓発シ 徳器ヲ成就シ  
進テ……公益ヲ広メ 世務ヲ開キ  
常ニ……国憲ヲ重シ 国法ニ遵ヒ  
一旦緩急アレハ……義勇公ニ奉シ

国内では

以テ  
天壤無窮ノ  
皇運ヲ  
扶翼スヘシ

国外も

第2段

斯ノ道

→ 之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

## 2 教育勅語解釈の歴史

国民道徳	1909(明治42)年ごろ～	研究的性格
宗教的情操	1935(昭和10)年次官通牒	
日本精神	1936(昭和11)年日本諸学振興委員会	
皇国ノ道	1941(昭和16)年国民学校令	

聖訓ノ述義ニ関スル協議会で、教育勅語の解釈を見直して、「斯ノ道」を第1段全体または、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」を含む徳目全体を指すことに確定した。教育勅語の「斯ノ道」が「皇国ノ道」と解釈されて、1941(昭和16)年の国民学校令第1条に明示された。

# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

## 第1段前半

## 忠 孝

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

## 第1段後半

父母ニ孝ニ  
兄弟ニ友ニ  
夫婦相和シ  
朋友相信シ  
恭儉己レヲ持シ  
博愛衆ニ及ホシ

学ヲ修メ 業ヲ習ヒ

以テ……智能ヲ啓発シ 徳器ヲ成就シ

進テ……公益ヲ広メ 世務ヲ開キ

常ニ……国憲ヲ重シ 国法ニ遵ヒ

一旦緩急アレハ……義勇公ニ奉シ

国内では

以テ  
天壤無窮ノ  
皇運ヲ  
扶翼スヘシ

すべて

(聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告:  
レジュメ7頁)

中外:我が国及び外国である。

## 第2段

## 斯ノ道

→ 之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

# 教育勅語と各段階の

国民道徳

初等

中等

高等

宗教的情操

日本精神

皇国ノ道

教育勅語

# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

## 3 教育勅語本文の構造

レジュメ 21頁～

### 3 教育勅語本文の構造

教育勅語の本文を確認し、紹介した聖訓ノ述義ニ関スル協議会の解釈、報告者による現代語訳を挙げておこう。

#### 【教育勅語本文】

帝国大学をはじめ文部省の直轄学校に対して、天皇の自筆の署名と押印のあるものが渡されたが、そのテキストで「睦仁」というサインのある箇所と「天皇御璽」という朱印が押捺されている箇所は「藤本」や国定教科書では「御名御璽」と記される。また「世世」「拳拳」の表記は「世々」「拳々」と「々」に置きかえたテキストも流布している。正字略字等もまちまちである。ここでは海後宗臣が用いた東京大学史料室所蔵の自筆署名の史料により、常用漢字の字体に改めた。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗ノ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民クク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ當ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

睦仁〔御名〕 天皇御璽〔御璽〕

### 3 教育勅語本文の構造

第1段前半

忠 孝

冷静に考えると、国定第二期の解釈も、聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告の解釈も、本質的な部分では大差がない。

第1段後半

父母ニ孝ニ  
兄弟ニ友ニ  
夫婦相和シ  
朋友相信シ  
恭儉己レヲ持シ  
博愛衆ニ及ホシ

学ヲ修メ 業ヲ習ヒ

以テ……智能ヲ啓発シ 徳器ヲ成就シ

進テ……公益ヲ広メ 世務ヲ開キ

常ニ……国憲ヲ重シ 国法ニ遵ヒ

一旦緩急アレハ……義勇公ニ奉シ

国内では

以テ  
天壤無窮ノ  
皇運ヲ  
扶翼スヘシ

国外も

すべて

第2段

斯ノ道

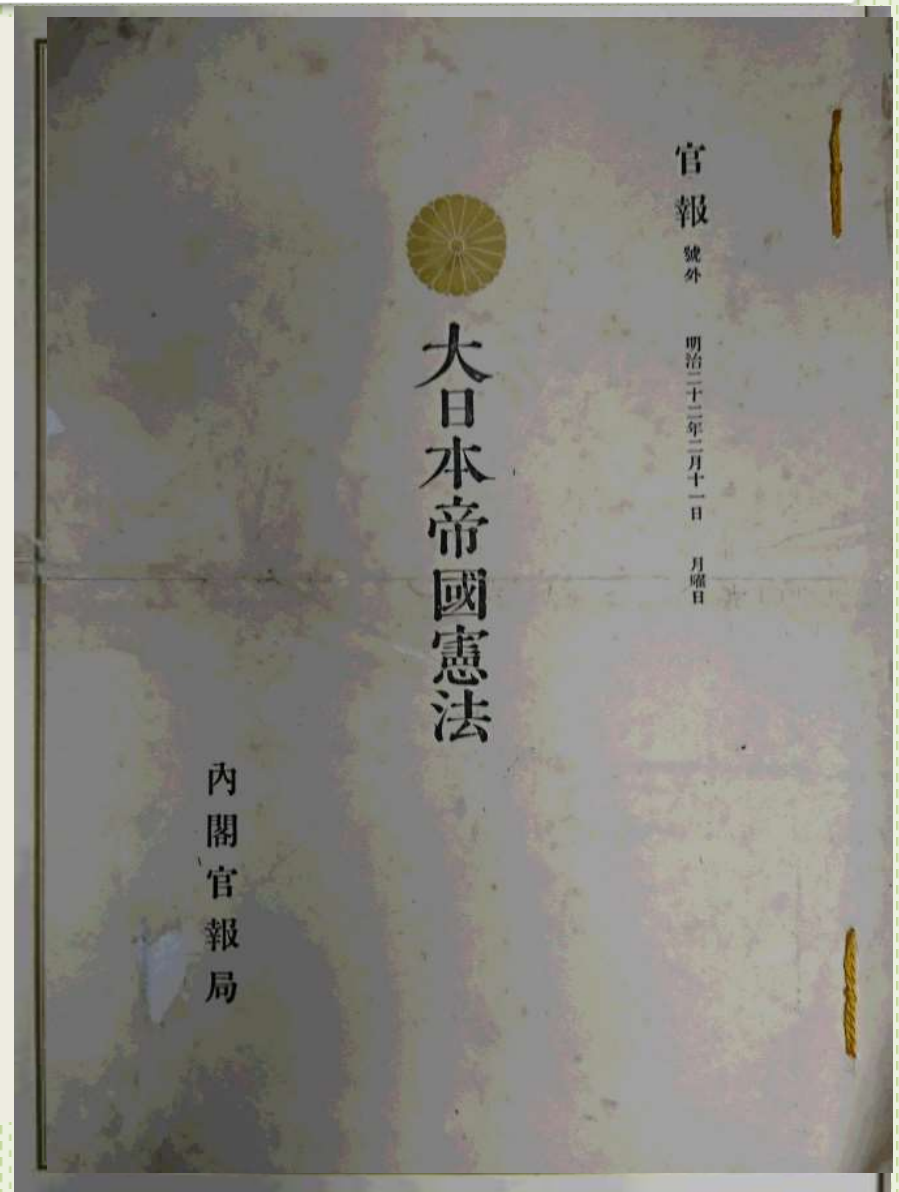




### 3 教育勅語本文の構造

こうした構造は、1889(明治22)年2月11日の大日本帝国憲法が近代国家としての立憲体制を整備しつつも、第1条に天皇主権を明示した憲法として成立したことと呼応する。帝国憲法の「告文」で「天壤無窮」や「皇祖皇宗ノ遺訓」と記したことが教育勅語の骨格をなしており、記紀神話を活用した宗教的権威にもとづく天皇主権の教育目的の明示という基本的性格は、解釈の揺れによって変動しがたいものである。

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一



# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

## 4 まとめ

レジュメ 24頁～

### 4 まとめ

この報告は、国民主権等の原理原則に反しない形で教育勅語を教材として用いることは極めて困難であるという結論に至る。

第一に、教育勅語そのものが国民主権等に合致するのかという点については、全体を通じて天皇への忠を貫く考えや、すべての徳目を天壤無窮の皇運扶翼へ集約する考えが、主権在民を理念とする日本国憲法と矛盾することは言うまでもない。徳目の一部分を取り上げて肯定しても、それが教育勅語である限りにおいては、本来の文脈の中で天皇への忠や皇運扶翼に集約されるものである。

たとえば「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ビ」とある箇所は、法令遵守義務（コンプライアンス）と置き換えられるが、ここでいう国憲と国法は教育勅語成立段階の大日本帝国憲法を中心とした法令類であり、日本国憲法が大日本帝国憲法の規定する改正規定により成立した憲法だとしても、とても「国民主権等」に合致するとは読めないのである。

第二に問題は、幼稚園の幼児や小学校の児童等に教育勅語を暗唱させることが今日の教育のあり方として適切かという問いである。これは教育勅語そのものの価値が肯定されることを前提にしてのみ可能な教育方式であって、戦前日本において一般的に見られたからと言って、主権在民等の理念と反することが明確な状態では採用することは不適當である。主権在民にふさわしい道徳教育は、価値観の多様性を前提に、それぞれの主体性を伸張することが求められる。

## 4 まとめ

この報告は、国民主権等の原理原則に反しない形で教育勅語を教材として用いることは極めて困難であるという結論に至る。

第一に、教育勅語そのものが国民主権等に合致するの点については、全体を通じて天皇への忠を貫く考えや、すべての徳目を天壤無窮の皇運扶翼へ集約する考えが、主権在民を理念とする日本国憲法と矛盾することは言うまでもない。徳目の一部分を取り上げて肯定しても、それが教育勅語である限りにおいては、本来の文脈の中で天皇への忠や皇運扶翼に集約されるものである。

たとえば「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」とある箇所は、法令遵守義務(コンプライアンス)と置き換えられるが、ここでいう国憲と国法は教育勅語成立段階の大日本帝国憲法を中心にした法令類であり、日本国憲法が大日本帝国憲法の規定する改正規定により成立した憲法だとしても、とても「国民主権等」に合致するとは読めないのである。

皇運扶翼以外の徳目は、中国古代儒教や西洋近代などに起源を持つものなので、本文の文脈から切り離された徳目の一部をとりあげて教育勅語の価値を論じることはできない。

## 4 まとめ

第二に問題は、幼稚園の幼児や小学校の児童等に教育勅語を暗唱させることが今日の教育のあり方として適切かという問いである。これは教育勅語そのものの価値が肯定されることを前提にしてのみ可能な教育方式であって、戦前日本において一般的に見られたからと言って、主権在民等の理念と反することが明確な状態では採用することは不適當である。主権在民にふさわしい道徳教育は、価値観の多様性を前提に、それぞれの主体性を伸張することが求められる。



アクティブ・ラーニングとしての「特別の教科である道徳」を担う教員にとっては、教育勅語の内容までに至る批判的理解は不可欠である。私自身も衍義書レベルでの内容が理解できるよう、教員養成に努めています。

## 4 まとめ

ご清聴ありがとうございました。

# 教育勅語の徳目の構造と解釈論

高橋陽一（武蔵野美術大学）

教育史学会シンポジウム  
2017.6.10高橋陽一

この報告は、科学研究費補助金基盤研究(C)15K04252「昭和戦前戦中期における日本精神論の興隆と退潮」により補助された。